



®

令和2年 9月24日(木)
(2020年)

No. 15259 1部377円(税込み)

発行所

一般財団法人 経済産業調査会
東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル)
郵便番号 104-0061
[電話] 03-3535-3052 [FAX] 03-3535-5347
近畿支部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4
(MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971
経済産業調査会ポータルサイト <http://www.chosakai.or.jp/>

特許ニュースは

●知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術
予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年61,560円 6カ月32,400円
(税込み・配送料実費)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び
入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

目次

☆他人の氏名を含む商標であるとして、商標登録出願
が商標法4条1項8号により拒絶された事例(上)(1)

☆特許庁ホームページに「お助けサイト」を
新設しました……………(8)

他人の氏名を含む商標であるとして、商標登録出願 が商標法4条1項8号により拒絶された事例(上)

～知財高判令和2.7.29令和2(行ケ)10006～

弁護士法人内田・鯨島法律事務所
弁護士 山本 真祐子

第1 事案の概要

原告は、平成29年9月21日、指定商品を第9類「サングラス、電子出版物」、第14類「ネックレス及びその他の身飾品(「カフスポタン」を除く。)、宝玉及びその模造品、キーホルダー」、第18類「かばん類、袋物、傘、皮革」及び第25類「被服(「和服

を除く。)、ガーター、靴下止め、ズボンつり、バンド、ベルト、靴類(「靴合わせくぎ・靴くぎ・靴の引き手・靴びょう・靴保護金具」を除く。)」とする、「TAKAHIROMIYASHITA The Soloist」の文字を標準文字で表して成る商標について、商標登録出願(商願2017-126259号、以下「本願商標」という。)

外国出願・権利化

貴社のグローバル知財戦略を、
競合他社の開発動向を踏まえた権利化で
支援する異次元プロフェッショナル集団



ttdc-ip@ml.toyota-td.jp



TTDC, your IP partner